

当日投票に行けない方は期日前投票を

下記のとおり期日前投票を行いますので、投票日当日、業務や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。(事前に宣誓書を記入していただきます。)

期間	10月8日(月)から10月13日(土)まで	
時間	午前8時30分から午後8時まで	
場所	市役所水口庁舎 3階 第2・3会議室	☎ 65-0667
	市役所土山地域市民センター 1階 玄関横スペース	☎ 66-1101
	市役所甲賀大原地域市民センター 1階 第2・3相談室	☎ 88-4101
	市役所甲南庁舎 1階 ミーティングスペース	☎ 86-8010
	市役所信楽地域市民センター 1階 事務室	☎ 82-1121
持参品	お手元に届いていれば、入場券をご持参ください。	

※上記のどの場所でも投票することができます。

不在者投票をご利用ください

施設や病院に入居や入院されている歩行が困難な方は、その施設内で不在者投票をすることができます。日時や詳細については、各施設でご確認ください。

また、仕事や勉強のため、現在市外に滞在されている方は、投票用紙を甲賀市選挙管理委員会へ請求してください。投票用紙をお送りします。送付されてきた封筒は、開封せずに現在滞在している地域の選挙管理委員会に持参してください。その場で不在者投票することができます。

郵便による不在者投票もできます

次に該当する方は、郵便により自宅にて不在者投票することができます。

- 1) 身体障害者で、
 - ・身体障害者手帳に両下肢等の障害の程度が1級または2級であるとして記載されている方
 - ・身体障害者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が1級または3級であるとして記載されている方
 - ・身体障害者手帳に免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級までであるとして記載されている方
- 2) 戦傷病者で、
 - ・戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までであるとして記載されている方
 - ・戦傷病者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が特別項症から第3項症までであるとして記載されている方
- 3) 介護保険法の要介護者で、
 - ・要介護状態区分が要介護度5であるとして記載されている方

ただし、郵便により投票しようとする場合は、事前に登録する必要があり、また、この登録に時間を要することから、できるだけ早めに下記の選挙管理委員会まで、お問い合わせください。

(注) 郵便による投票は、申請された登録者のみ投票できる制度ですので、登録されていない方は、上記の事由に該当しても郵便による投票をすることはできません。

問い合わせ 甲賀市選挙管理委員会 ☎65-0667 📠63-4561

甲賀市長選挙

●投票日 10月14日(日) 午前7時から午後8時まで

甲賀市長選挙が10月14日に執行される予定です。

選挙は、私たち有権者の代表を選ぶ機会、すなわち私たちが政治に参加する大切な機会です。

あなたの一票が、甲賀市のまちづくりを進める大切な一票となります。

安易に棄権することなく貴重な一票を活かしましょう。

投票できる人

投票日現在、年齢20歳以上の日本国民で、3か月以上甲賀市に住民登録している方です。今回の選挙では次の要件を有する方が投票できます。

【年齢】

平成4年10月15日以前に生まれた方

【住所】

平成24年7月6日以前から引き続いて市内に住民登録し居住している方

※市外へ転出された方は投票できません。

■甲賀市における選挙人名簿登録者数は、平成24年9月2日現在で次のとおりです。

	男	女	計
登録者数	36,041 人	37,566 人	73,607 人

投票所を一部変更します

投票所について下記のとおり、一部変更となりました。

投票所が変更となる投票区の有権者の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、お間違えのないようよろしくお願いいたします。

今までの投票所	新しい投票所	投票区該当区域	変更理由
東野集落センター	鮎河公民館	東野1区、東野2区	投票区統合による
南新田老人憩の家	神山ふれあい会館	神山区の一部(南新田地区)	投票区統合による
貴生川幼稚園遊戯室	貴生川小学校体育館	三大寺区、三本柳区、かふかの丘区、高山区	施設廃止による
やまびこ館	山上公民館	山上区	バリアフリー設置施設への変更による

その他の投票所についても、ご自宅に郵送する投票入場券に投票所の名称と略図を記載していますので、参考にしてください。なお、場所などが不明の場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。